

入 札 説 明 書

参議院新議員会館整備等事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本入札説明書は、平成16年12月1日に公表した「参議院新議員会館整備等事業実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）、平成16年12月24日に公表した「実施方針の変更について」並びに実施方針に対する質問回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。

また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

1. 公告日

平成17年5月31日（火）

2. 支出負担行為担当官

支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課長事務取扱 古賀 保之
東京都千代田区永田町1-7-1

支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 奥田 修一
東京都千代田区霞が関2-1-2

本件に関する入札等の一切の手続きについては、上記の者を代表して、支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 奥田修一が行う。

3. 事業概要

(1) 事業名

参議院新議員会館整備等事業

(2) 対象施設

参議院新議員会館

(3) 事業場所

東京都千代田区永田町2-1-1

(4) 事業内容

参議院新議員会館整備等事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、当該SPCが、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるBTO(Build-Transfer-Operate)方式により、参議院新議員会館の建築物（以下「本施設」という。）、仮庁舎及び仮設駐車場を整備し、本施設及び仮設駐車場の維持管理・運営に関する業務を行う。

次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、「参議院新議員会館整備等事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）（資料- ）及び「参議院新議員会館整備等事業 業務要求水準書」（資料- ）を参照のこと。

参議院新議員会館の設計、建設、工事監理、解体撤去、維持管理、運営に関する業務の概要は以下のとおりである。

設計、建設及び工事監理等

下記の設計、建設及び工事監理業務を行う。なお、仮庁舎及び仮設駐車場の整備、参議院ボイラー施設等の機能維持に係る業務を含む。

ア 設計業務（本事業に係る工事の設計並びに必要な一切の調査、申請及び手続き等）

イ 建設業務（本事業に係る工事並びに必要な調査、申請及び手続き、埋蔵文化財調査及び電波障害対策等）

ウ 工事監理業務（本事業に係る工事の監理）

解体撤去（本事業に係る解体撤去）

維持管理

下記の維持管理業務を行う。ただし、仮庁舎及び国会議事堂本館用ボイラー設備等に係る業務を除く。

ア 建築物点検保守・修繕業務（植栽管理、選挙時等の対応、会派事務室の様様替えを含む。）

イ 建築設備運転・監視業務

ウ 清掃業務（廃棄物の収集、ねずみ等の防除を含む。）

運営

下記の運営業務を行う。

ア 受付業務

イ 鍵管理業務

ウ 什器・備品関連業務

エ 駐車場管理業務

オ 会議諸室管理業務

カ 全般管理業務

キ 自治委員会・選挙関連事務等支援業務

ク 引越し業務

ケ 警備業務

コ 福利厚生業務

(5) 提供される業務の要求水準

「参議院新議員会館整備等事業 業務要求水準書」(資料 -)によるものとする。

(6) 事業期間等

PFI事業

事業契約締結日から平成32年3月31日まで。

今後のスケジュールは次のとおりである。

平成17年5月31日	入札公告
平成17年6月1日～平成17年6月23日	本入札説明書に関する質問受付期間
平成17年6月1日～平成17年7月1日	第一次審査資料の受付期間
平成17年7月15日	第一次審査結果の通知
平成17年7月15日～平成17年7月27日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
平成17年8月1日	入札価格の基準金利設定日
平成17年8月8日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
平成17年8月9日～平成17年9月30日	本入札説明書に関する質問回答公表

なお、入札参加希望者が審査資料作成に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答期限以前に回答を公表する。

平成17年10月3日

入札書及び第二次審査資料の提出

平成17年10月

第二次審査資料のヒアリング

平成17年11月30日

開札及び落札者の決定

開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程が変わることがある。

平成17年12月頃	落札者との基本協定の締結
平成18年2月頃	S P Cとの事業契約の締結
平成19年6月	仮庁舎及び仮設駐車場の引渡し
平成22年6月	新議員会館 期工事分の引渡し
平成24年6月	地下駐車場の引渡し
平成24年12月	外構を含む全ての施設の引渡しの完了
平成32年3月31日	P F I 事業終了

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加者は、3.(4) から に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とする。また、入札参加希望者は応募グループを構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、応募グループを構成する企業の中から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、当該代表企業に応募手続を行う。

代表企業及び代表企業以外に応募グループを構成する企業は、S P Cに出資を行う(代表企業は必ずS P Cに出資を行うが、応募グループを構成する全ての企業がS P Cに出資する必要はない。)

なお、S P Cの株主は下記の要件を満たすこと。

ア 代表企業及び構成員(代表企業以外に応募グループを構成する企業でS P Cに出資を行う企業をいう。以下同じ。)である株主がS P Cの株主総会における全議決権の過半数を超える議決権を保有する。なお、経常建設共同企業体(以下、「経常JV」という。)は代表企業又は構成員として参加することは出来ない。

イ 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならない。

ウ S P Cの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有することとし、参議院及び国土交通省(以下、両者を総称して「国」という。)の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

応募にあたり、代表企業、構成員及び協力会社(代表企業又は構成員以外に応募グループの者で、事業開始後、S P Cから直接業務を受託、又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。)のそれぞれは、3.(4) から (ただし については、アからコ)のいずれの業務に携わるかを明らかにする。

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを兼ねることはできない(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株式の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。)。また、各業務は、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない。

なお、各業務における第三者への委託又は下請け人の使用については、事業契約書(案)に示す手続きにしたがうこととする。

代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし（第二次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間を除く。）、国はその事情を検討のうえ、国が認めた場合はこの限りではない。

代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社でないこと。

当該応募グループの代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社でないこと。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除く。

上記の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準に該当する場合をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについて子会社（「商法」（明治32年法律第48号）第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はbについて子会社の一方が、「会社更生法」（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（「商法」第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は「民事再生法」第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の「会社更生法」第67条第1項又は「民事再生法」第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 代表企業、構成員及び協力会社に共通の参加資格要件

「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

本事業に係る業務に対応した一般競争参加資格（「予決令」第72条）の認定等を受けている者であること（「会社更生法」に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は「民事再生法」に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定等を受けていること。）。

「会社更生法」に基づく更生手続の開始の申し立てがなされていない者又は「民事再生法」に基づく再生手続の開始の申し立てがなされていない者であること（上記の再認定を受けた者を除く。）。

入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に「参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成15年4月7日施行。以下「参議院措置要領」という。）又は「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年4月1日建設省営

第124号。以下「官庁営繕部措置要領」という。)に基づく指名停止措置を受けていないこと。ただし、参議院措置要領別表第1及び官庁営繕部措置要領別表第1の措置要件に該当する指名停止措置であり、指名停止期間が2週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。

国が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー株式会社(同協力事務所として長島・大野・常松法律事務所)、及び株式会社日建設計(同協力事務所として株式会社岡田新一設計事務所)又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

15.(2)に定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

(3) 設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社(以下「設計企業」という。)は、下記の要件を満たすこと。

国土交通省大臣官房官庁営繕部における「建設コンサルタント業務」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の認定を受けていること(「会社更生法」に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

「建築士法」(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても及びを満たしている者であること。

設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は次による。なお、入札参加希望者において、これ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の視覚的要素のデザイン、その他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないが、その場合、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任技術者の経歴を明確にすること。

ア 建築 「建築士事務所の開設者とその業務に関して請求することのできる報酬の基準」(昭和54年建設省告示第1206号)における別表第2、1設計(以下「別表」という。)における(1)及び(2)

イ 構造 別表における(3)及び(4)

ウ 電気設備 別表における(5)及び(6)。ただし、(6)のエレベーター、エスカレーター等の設計は除く。

エ 機械設備 別表における(7)から(10)。ただし、(6)のエレベーター、エスカレーター等の設計を含む。

オ 積算 別表における(1)から(4)に関する積算業務。

次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。また、に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合にあっては、管理技術者の下で該当分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、下記の及びの要件を満たしていなければならない。

ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ 建築分野の主任担当技術者については、別表における(1)及び(2)の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

ウ 構造分野の主任担当技術者については、別表における(3)及び(4)の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

エ 電気分野の主任担当技術者については、別表における(5)及び(6)の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。ただし、(6)のエレベーター、エスカレーター等の設計は除く。

オ 機械分野の主任担当技術者については、別表における(7)から(10)までの業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。ただし、(6)のエレベーター、エスカレーター等の設計を含む。

カ 積算分野の主任担当技術者については、別表における(1)から(4)に関する積算業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

管理技術者及び建築主任担当技術者は設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、一級建築士であること。電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

配置予定技術者が、地方公務員である場合には「地方公務員法」(昭和25年法律第261号)第38条第1項の規定を満足していること。

次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア 平成7年4月1日以降に、下記の工に示す業務(施設の建設工事の完成及び引渡し)が完了したものであって、基本設計及び実施設計(積算分野の主任担当技術者は積算業務)に携わったものに限る。)に携わった実績を有する管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者及び積算主任担当技術者であること。

イ 携わった実績については、下記の工のうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあつては工実績要件Aの、電気設備主任担当技術者にあつては工実績要件Bの、機械設備主任担当技術者にあつては工実績要件Cの項目に該当する実績を有していること。また、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、入札参加表明に係る資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記ア及びイの要件を満たしていなければならない。

エ 実績要件

A 管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者

a 建物用途：庁舎、事務所又は類似施設

なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室(以下「事務室等」という。)の床面積(これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設若しくは事務室等に該当する部分の床面積が下記bの要件を満たす施設(以下「部分類似施設」という。)を指すものとする。この場合において床面積には事務室等に付随する共用部分の床面積を含めることができる。

b 建物規模：延べ面積30,000㎡以上

c 階数：地上11階以上地下2階以上

B 電気設備主任担当技術者

a 建物用途：A管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者aに同じ。

b 建物規模：延べ面積30,000㎡以上

c 階数：地上11階以上

d 工事種目：電灯設備、火災報知設備

C 機械設備主任担当技術者

a 建物用途：A管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者aに同じ。

b 建物規模：延べ面積30,000㎡以上

c 階数：地上11階以上

d 工事種目：空気調和設備、排水設備

管理技術者及び各主任担当技術者については、実施設計完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別なやむをえない場合の外は、原則として変更を認めない。

建築主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者の手持業務について、平成18年4月1日以降、実施設計終了までの期間にわたって同時に携わる予定の設計業務(工事監理業務を除く。未契約であっても、実施予定のものは含む。)が、本件を含めて3件以下となること。

(4) 建設企業の参加資格要件

建設業務(解体撤去業務を含む。以下同じ。)に携わる代表企業、構成員又は協力会社(以下「建設企業」という。)は、下記の要件を満たすこと。

国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成17・18年度一般競争参加資格のうち「建築工事」、「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」の認定を受けていること(「会社更生法」に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

下記のアからウの各工事に携わる建設企業は、国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成17・18年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)がそれぞれアからウに示す点数以上であること(上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数がそれぞれアからウに示す点数以上であること。)

なお、下記のアからウの各工事を複数の企業で分担して行う場合は、各々の企業がそれぞれ分担する工事に該当するアからウの点数以上であること。また、共同企業体により建設業務を実施する場合は、建築工事に携わる全ての会社がアに示す点数以上、電気設備工事に携わる全ての会社がイに示す点数以上、暖冷房衛生設備工事に携わる全ての会社がウに示す点数以上であること。

ア 建築工事	1, 200点
イ 電気設備工事	1, 100点
ウ 暖冷房衛生設備工事	1, 100点

次のアからウの各工事に携わる建設企業は、平成7年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、複数の建設企業が工事を共同して行う場合に、そのうち一者が(工区又は工事種目(以下「工区等」という。))ごとに分担して行う場合にあっては、それぞれの工区等ごとに一者が)、当該施工実績を有すること。また、その他の者は下記の経常JVの場合と同様に、「その他の構成員」に求める施工実績を有すること。なお、いずれの場合にあつても、当該施工実績が平成8年4月1日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係る施工実績にあつては、旧地方建設局請負工事成績評定要領(昭和42年3月30日付け建設省官技第15号)別記様式第1及び旧官庁営繕部請負工事成績評定要領(昭和54年6月22日付け建設省官監第13号)別記様式第1の工事成績評定表並びに請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国官技第92号)第5第2項及び官庁営繕部請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号)第5第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計が65点未満のものを除くものとする。

ア 建築工事

(新築工事の施工実績)

a 建物用途：庁舎、事務所又は類似施設

なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（以下「事務室等」という。）の床面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設若しくは事務室等に該当する部分の床面積が下記 b の要件を満たす施設（以下「部分類似施設」という。）を指すものとする。この場合において床面積には事務室等に付随する共用部分の床面積を含めることができる。

b 建物規模：延べ面積 30,000 m²以上

c 階数：地上 11 階以上地下 2 階以上

d 根切り深さ：地表面から 15m 以上（ただし d は、a から c とは異なる建築工事の実績でも良い。）

なお、経常JVにあっては、当該経常JVの構成員のうち一者が平成7年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、上記 a から d の施工実績を有し、その他の構成員は、平成7年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、下記 e 及び f の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(新築工事の施工実績)

e 建物用途：ア建築工事 a に同じ。

f 建物規模：延べ面積 6,000 m²以上

イ 電気設備工事

(新築工事の施工実績)

a 建物用途：ア建築工事 a に同じ。

b 建物規模：延べ面積 30,000 m²以上

c 階数：地上 11 階以上

d 工事種目：電灯設備、火災報知設備（ただし、工事種目は、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績であっても良いが、それぞれ a から c の条件を満たす工事とする。）

(改修工事の施工実績)

e 建物用途：ア建築工事 a に同じ。

f 建物規模：延べ面積 15,000 m²以上

g 工事種目：受変電設備の主要部分の改修工事及び中央監視制御設備の主要部分の改修工事を元請けとして、かつ、建物が入居者の利用に供されたままで施工した実績（別々の工事でも良い）。ただし、受変電設備の主要部分の改修工事とは、受変電設備の更新の工事、高圧母線の改修工事又は変圧器（計器用を除く）の取り替えを含む工事のいずれかをいい、中央監視制御設備の主要部分の改修工事とは、中央監視制御設備の更新の工事又は受変電設備の改修に伴う監視制御内容の変更を含む工事のいずれかをいう。

なお、経常JVにあっては、当該経常JVの構成員のうち一者が平成7年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、上記 a から g の施工実績を有し、その他の構成員は、平成7年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、下記 h から j の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(新築工事の施工実績)

h 建物用途：ア建築工事 a に同じ。

i 建物規模：延べ面積 6,000 m²以上

j 工事種目：電灯設備、火災報知設備（ただし、工事種目は、電灯設備と火災報

知設備が別々の電気設備工事の実績であっても良いが、それぞれ h 及び i の条件を満たす工事とする。)

ウ 暖冷房衛生設備工事

(新築工事の施工実績)

- a 建物用途：ア建築物 a に同じ。
- b 建物規模：延べ面積 30,000 m²以上
- c 階数：地上 11 階以上
- d 工事種目：空気調和設備、排水設備(ただし、工事種目は、空気調和設備と排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績であっても良いが、それぞれ a から c の条件を満たす工事とする。)

(改修工事の施工実績)

- e 建物用途：ア建築物 a に同じ。
- f 建物規模：延べ面積 15,000 m²以上
- g 工事種目：中央熱源方式の空調システムにおいて、熱源設備の主要部分の改修工事を元請けとして、かつ、建物が入居者の利用に供されたままで施工した実績。

ただし、熱源設備の主要部分の改修工事とは、冷凍(又は冷却)能力 600 kW 以上又は加熱能力 480 kW 以上のいずれかの機器の更新及び当該機器の更新に伴う配管及び自動制御設備の改修を含む工事をいう。

なお、経常JVにあっては、当該経常JVの構成員のうち一者が平成7年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、上記 a から g の施工実績を有し、その他の構成員は、平成7年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、下記 h から j の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(新築工事の施工実績)

- h 建物用途：ア建築物 a に同じ。
- i 建物規模：延べ面積 6,000 m²以上
- j 工事種目：空気調和設備、排水設備(ただし、工事種目は、空気調和設備と排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績であっても良いが、それぞれ h 及び i の条件を満たす工事とする。)

次のアからウの各工事に携わる建設企業は、それぞれ自らが携わる各工事においてアからウに示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。また、入札参加表明に係る資料提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって配置予定技術者の確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。なお、複数の建設企業が工事を共同して行う場合にあっては、そのうち一者が(工区等に分担して行う場合にあっては、それぞれの工区等ごとに一者が)、下記の技術者を配置できること。

ア 建築物

- a 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
- b 平成7年4月1日以降に、4.(4)アの a から c の基準を満たす新営工事(建築一式工事)を元請けとして施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

イ 電気設備工事

- a 1 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

- b 平成 7 年 4 月 1 日以降に、4.(4) イのうち a から d の基準を満たす電気設備の新設工事(工事種目についてシステム一式を施工していること)を元請けとして施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。)。ただし、一者で両方の工事種目を満たすものがない場合には、各々の工事種目毎の施工経験を有する複数の者を配置してもかまわない。

また、4.(4) イのうち e から g の基準を満たす電気設備の改修工事を元請けとして施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。)。ただし、当該技術者は、新築工事の施工経験を有する者と別の者でもかまわない。

当該工事において、工区を分担して行う場合にあつては、それぞれの工区毎の建設企業全体で、新築工事の施工経験及び改修工事の施工経験を満たした者(又は、複数の者)とする。

また、工事種目を分離して工事を分担する場合には、分離した工事種目毎の建設企業全体で、新築工事の施工経験及び改修工事の施工経験における当該工事種目の施工経験を有する者(又は、複数の者)とする。

- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

ウ 暖冷房衛生設備工事

- a 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係る者。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

- b 平成 7 年 4 月 1 日以降に、4.(4) ウのうち a から d の基準を満たす暖冷房衛生設備の新設工事(工事種目についてシステム一式を施工していること)を元請けとして施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。)。ただし、一者で両方の工事種目を満たすものがない場合には、各々の工事種目毎の施工経験を有

する複数の者を配置してもかまわない。

また、4.(4)ウのうちeからgの基準を満たす暖冷房衛生設備の改修工事を元請けとして施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、当該技術者は、新築工事の施工経験を有する者と別の者でもかまわない。

当該工事において、工区を分担して行う場合にあつては、それぞれの工区毎の建設企業全体で、新築工事の施工経験及び改修工事の施工経験を満たした者(又は、複数の者)とする。

また、工事種目を分離して工事を分担する場合には、分離した工事種目毎の建設企業全体で、新築工事の施工経験及び改修工事の施工経験における当該工事種目の施工経験を有する者(又は、複数の者)とする。

c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

監理技術者及び各主任技術者については、施設の完成・引渡しまでの間(各工区、各工事分野、各工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。)、病気・死亡・退職等極めて特別なやむをえない場合の外は、原則として変更を認めない。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社(以下「監理企業」という。)は、下記の要件を満たすこと。

国土交通省大臣官房官庁営繕部における「建設コンサルタント業務」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の認定を受けていること(「会社更生法」に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

「建築士法」第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

工事監理業務を複数の企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業においても及びを満たしている者であること。

次に示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。なお、各監理主任技術者の分担する業務内容は、次に関する業務を総括し、工事監理者を補助する業務とする。

ア 工事監理者については、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)第5条の4第2項に規定する業務及び統括に関する業務。

イ 建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者については、別表における(2)及び(4)に関する実施設計図書に基づく工事監理。

ウ 電気設備監理主任技術者については、別表における(6)に関する実施設計図書に基づく工事監理。ただし、(6)のエレベーター、エスカレーター等は除く。

エ 機械設備監理主任技術者については、別表における(8)及び(10)に関する実施設計図書に基づく工事監理。ただし、(6)のエレベーター、エスカレーター等を含む。

工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者

及び機械設備監理主任技術者は、平成7年4月1日以降に、完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす工事の工事監理実績を有することとし、工事監理者の実績については、「建築基準法」第5条の4第2項に規定する工事監理者としての実績であること。なお、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ないが、工事監理者及び各監理主任技術者の兼務はいずれも認めない。また、入札参加表明に係る資料提出時点において、工事監理者及び各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

ア 工事監理者及び建築監理主任技術者、構造監理主任技術者については、前記

(3) 工実績要件Aに示す要件。さらに、工事監理者については、躯体、外装、内装を含むほか、電灯設備、火災報知設備、空気調和設備及び排水設備のいずれもシステム一式を含むこと。また、建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含むこと。

イ 電気設備監理主任技術者については、前記(3) 工実績要件Bに示す要件。工事種目のシステム一式を含むこと。

ウ 機械設備監理主任技術者については、前記(3) 工実績要件Cに示す要件。工事種目のシステム一式を含むこと。

配置予定技術者が地方公務員である場合には「地方公務員法」第38条第1項の規定を満足していること。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社(以下「維持管理企業」という。)は、下記の要件を満たすこと。

平成16・17・18年度一般競争(指名競争)入札参加資格(全省庁共通)において、「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

複数の企業で分担する場合には、いずれの企業においても上記要件を満たしていること。また、維持管理業務を行うにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)を有すること。

(7) 運営企業の参加資格要件

3.(4) の運營業務のうち、下記の業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社は、下記の要件を満たすこと。

3.(4) アからケの各業務については、平成16・17・18年度一般競争(指名競争)入札参加資格(全省庁共通)において、「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

3.(4) ケ 警備業務については、東京都公安委員会から「警備業法」(昭和47年法律第117号)第4条に基づく認定を受けている者であること。

3.(4) コ 福利厚生業務のうち、業務要求水準書に示す、売店・自動販売機の運営については、平成16・17・18年度一般競争(指名競争)入札参加資格(全省庁共通)において、「物品の販売(その他)」、その他の運営については、「役務の提供等(その他)」のそれぞれ「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

5. 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室

電話 03-5253-8111(内線)23693

F A X 0 3 - 5 2 5 3 - 1 5 4 4

メールアドレス sankaikan-pfi@mlit.go.jp

U R L http://www.mlit.go.jp/gobuild/pfi/singiin_san/singiin_san.htm

6. 競争参加資格の確認（第一次審査）等

- (1) 入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。入札参加表明書において、4. (2) 、(3) 、(4) 、(5) 、(6) 、(7) 又は（の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、4. (2) 及び から までに掲げる要件を満たしており、かつ、4. (3) 、(4) 、(5) 、(6) 、(7) 又は の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4. (3) から まで、(4) から まで、(5) から まで、に掲げる要件を満たしているときは、開札の時ににおいて上記企業が4. (2) 、(3) 、(4) 、(5) 、(6) 、(7) 又は に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

提出期間： 平成17年6月1日（水）から平成17年7月1日（金）まで。

土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで。

提出場所： 5. に同じ。

提出方法： 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。

- (2) 提出書類は、「参議院新議員会館整備等事業 提出書類の記載要領」（以下「記載要領」という。）（資料 - ）に従い作成すること。
- (3) 4. (3) の設計の実績、4. (4) の配置予定技術者の工事の施工経験及び4. (5) の工事の施工実績について確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等及び建設業者にあつては、我が国における設計の実績、工事の施工実績及び施工経験をもって行う。
- (4) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成17年7月15日（金）までに通知する。
- (5) 競争参加資格確認後は、代表企業、応募グループの構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社を入札書及び第二次審査資料提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4. に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4. (2) 、(3) 、(4) 、(5) 、(6) 、(7) 又は の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、4. (2) 及び から までに掲げる要件を満たしており、かつ、4. (3) 、(4) 、(5) 、(6) 、(7) 又は の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4. (3) から まで、(4)

から まで、(5) から まで、に掲げる要件を満たし、落札の時に当該企業が 4 . (2) 、(3) 、(4) 、(5) 、(6) 、(7) 又は に掲げる要件を満たしていることを条件とする。)に限り、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を「記載要領」(資料 -) に定めるところに従い提出すること。

(6) その他

参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された参加表明書等は、落札者決定後、落札者以外の入札参加希望者から提出されたものについては返却する。

(5) ただし書に該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。したがって、入札参加希望者は「記載要領」(資料 -) を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。

参加表明書等に関する問い合わせ先 5 . に同じ。

7 . 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由) により説明を求めることができる。

提出期限： 平成 1 7 年 7 月 2 7 日(水) まで。

提出場所： 5 . に同じ。

提出方法： 書面の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は F A X によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成 1 7 年 8 月 8 日(月) までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 . 本入札説明書に対する質問

(1) 本入札説明書に対する質問(実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。) がある場合には、「記載要領」(資料 -) に従い質問書を提出すること。

提出期間： 平成 1 7 年 6 月 1 日(水) から平成 1 7 年 6 月 2 3 日(木) まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前 9 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで。

提出場所： 5 . に同じ。

提出方法： 持参、郵送(書留郵便に限る) 、電子メールのいずれかにより、期限まで必着するように提出すること。なお、持参又は郵送する場合は、Microsoft Excel(バージョン 2000 以前)で作成した質問書が記録された電子ファイルを 3 . 5 インチ F D に保存して提出するものとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。ただし、電子メールの場合は質問者の責任において着信を確認する。また、回答を受ける担当者の部署、氏名、電話及び F A X 番号、メールアドレスを必ず記載すること。

(2) (1) の質問に対する回答書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページに掲載する。

掲載期間：平成17年8月9日（火）午前9時30分から、
平成17年9月30日（金）午後5時00分まで。
URL：5.に同じ。

(3) 情報提供

入札説明書に添付する資料のうちの一部は、ホームページには掲載せず、下記の要領にて配布する。

交付期間：平成17年6月13日（月）午後1時00分から、
平成17年9月30日（金）午後5時00分まで。

資料の交付を希望する者は、平成17年6月8日（水）午後5時00分までに「記載要領」（資料- ）に従い資料交付申込書に記入の上、電子メール・郵送のいずれかにより提出すること。

交付場所：5.に同じ。

9. 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格の確認を受けた入札参加希望者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出すること。

なお、以下の提出日時に入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本競争に参加することができない。

- (1) 提出期限：平成17年10月3日（月）午後2時00分まで。
（ただし、郵送による提出の受領期限は、平成17年9月30日（金）午後5時00分まで。）
- (2) 提出場所：5.に同じ。
- (3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

10. 入札方法等

(1) 入札方法

入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。

入札書は持参すること。FAXによる入札は認めない。

入札書は、「記載要領」（資料- ）に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名（グループ名及び代表企業の氏名）を表記し、入札公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。

郵送（書留郵便に限る。）により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 奥田修一宛の親展で提出しなければならない。

の入札書は入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、その委任状を「記載要領」（資料- ）に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

入札参加者は、「予決令」第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

- (2) 入札の辞退
競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了（入札書及び第二次審査資料の提出をいう。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、「記載要領」（資料 - ）に定める入札辞退届を 5 . の場所に直接持参、又は郵送（入札書及び第二次審査資料の提出日の前日までに到達するものに限る。）することにより、申し出るものとする。
- (3) 公正な入札の確保
入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札の取りやめ等
入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (5) 入札価格の記載
入札価格の算定方法については、「参議院新議員会館整備等事業 P F I 事業費の算定及び支払方法」（以下、「P F I 事業費の算定及び支払方法」という。）（資料 - ）を参照すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札執行回数
入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。なお、2 回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

11 . 第二次審査資料等

- (1) 第二次審査資料は、「記載要領」（資料 - ）に定めるところに従い作成すること。
- (2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 第二次審査資料の取扱い・著作権
著作権
第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は第二次審査資料の全部又は一部を使用できるものとする。
また、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。
特許権等
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。
- (4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 複数の提案を行うことはできない。
- (6) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の変更はできない。
- (7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先は 5 . に同じ。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

ただし、SPCは建設工事の履行を確保するため、各仮施設等の建設工事の着手日から最終引渡予定日までを期間として、本施設に係る建設工事費（解体撤去費を含む。）、調査設計費及び工事監理費に相当する金額の100分の10以上について、支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課長事務取扱を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課長事務取扱に寄託すること。

なお、SPCを被保険者とする履行保証保険契約が設計企業、建設企業及び工事監理企業によって締結される場合は、SPCの負担により、その保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官参議院庶務部副部長会計課長事務取扱のために設定するものとする。

13. 開札

- (1) 日 時： 平成17年11月30日（水）午後2時00分
- (2) 場 所： 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館13階 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札室
- (3) その他： 入札参加者（応募グループの代表企業）又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに4.に掲げる資格を失ったもの、又は、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- (4) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の決定方法等

- (1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（「会計法」（昭和22年法律第35号）第29条の6、「予決令」第91条第2項）により事業者を選定する。また、本事業は、政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、事業者の選定手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

- (2) 事業者の選定体制

国は、事業者の選定にあたり、PFI法第8条に定める客観的な評価を行うため、

国土交通省大臣官房官庁営繕部内に平成17年3月8日付けで設置した「参議院新議員会館整備等事業総合評価審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての審査を委ね、国は審査委員会の審査結果を受けて、総合評価落札方式により事業者を選定する。

審査委員会の委員構成は以下のとおり。

委員長	山内 弘隆	一橋大学商学部長
委員	嘉納 成男	早稲田大学理工学部教授
委員	坂本 雄三	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	田島 信威	白鷗大学法科大学院教授
委員	古谷 誠章	早稲田大学理工学部教授
委員	光多 長温	鳥取大学地域学部教授
委員	野城 智也	東京大学生産研究所教授

(3) 落札者の選定方法

国は、以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を選定する。

第一次審査

第一次審査は、入札参加者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果、競争参加資格が有ると認められた入札参加希望者は、第二次審査資料を提出することができる。

第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により民間事業者を選定するため、入札参加者が策定した事業計画の提案内容を評価するものであり、「参議院新議員会館整備等事業事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）（資料 - ）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

国は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の評価についての審査を審査委員会に委ねる。

事業計画の提案内容の評価は、選定基準に定める各評価項目について、選定基準を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、選定基準を超える部分について評価に応じた得点を付与する。

国は、資料作成の不備がある提案、及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不採用とする。

なお、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

開札

国は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業提案の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

総合評価

ア 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、イによって得られる基礎点と評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 入札参加者からの事業提案を本入札説明書に添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部

分は採点の対象としない。

a 事業提案が業務要求水準（必須項目）をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しないもしくは記載のない場合は不合格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

b 事業提案のうち国が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点を付与する。加点項目は、事業方針、財務計画、議員・立法活動にふさわしい拠点の形成、すべての利用者にとって快適な施設づくり、周辺地域及び景観との調和、環境負荷低減、長期にわたる機能の維持、運営業務（警備を除く）、議員・立法活動におけるセキュリティの確保（警備業務）、福利厚生業務の項目の10項目とする。

ウ アにおいて、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、官報掲載及び国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、国が落札者と基本協定を締結した後に公表する。

16. 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、国（支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長 会計課長 事務取扱 古賀 保之、支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 奥田 修一）を相手方として、「参議院新議員会館整備等事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）（資料 - ）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、国の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

17. 特別目的会社（SPC）の設立等

落札者は、本事業を実施するため、「商法」に定める株式会社としてSPC（特別目的会社）を事業契約締結時までに設立する。

なお、落札者等のSPCに対する出資に関する詳細については、「基本協定書（案）」（資料 - ）を参照のこと。

18. 事業契約の締結

(1) 契約書作成の可否等

「事業契約書（案）」（資料 - ）により、作成するものとする。

(2) 事業契約の締結

SPCは、落札決定後2ヶ月以内に、国（支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長 会計課長 事務取扱 古賀 保之、支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 奥田 修一）を相手方として、「事業契約書（案）」（資料 - ）により事業契約を締結しなければならない。ただし、国の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載された金額とする。

19. 手続における交渉の有無

無。

20. 支払条件

「PFI事業費の算定及び支払方法」（資料 - ）を参照のこと。

21. 建設工事保険等付保の要否

「事業契約書（案）」（資料 - ）を参照のこと。

22. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

23. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0384（直通））に対して苦情を申立てることができる。

24. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、「指名停止措置要領」に基づく指名停止等を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、選定事業者の責任が軽減されるものではない。

26. 添付書類

本件入札説明書の添付資料は次のとおりである。

資料 -	参議院新議員会館整備等事業	事業契約書（案）
資料 -	参議院新議員会館整備等事業	業務要求水準書
資料 -	参議院新議員会館整備等事業	提出書類の記載要領
資料 -	参議院新議員会館整備等事業	PFI事業費の算定及び支払方法
資料 -	参議院新議員会館整備等事業	事業者選定基準
資料 -	参議院新議員会館整備等事業	基本協定書（案）
資料 -	参議院新議員会館整備等事業	業績等の監視及び改善要求措置要領